

鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年8月31日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合条例第7号

鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例

鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例（昭和４７年条例第１号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（条例の公布） 第２条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。 ２ 条例の公布は、<u>鳥栖市役所前の掲示板に掲示してこれを行う。</u> （規則の公布） 第３条 <u>前条の規定は、規則の公布について準用する。</u> （新設） （規程の公表） 第４条 <u>規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。</u> ２ <u>第２条第２項の規定は、前項の規程について準用する。</u> （その他の規則及び規程の公表） 第５条 <u>第２条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中</u>	（条例の公布） 第２条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名（<u>地方自治法第１６条第４項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u>）をしなければならない。 ２ 条例の公布は、<u>ウェブサイトに掲載し、及び鳥栖・三養基地区消防事務組合（以下「組合」という。）掲示場に掲示して行う。</u> （規則の公布） 第３条 <u>管理者の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。</u> ２ <u>前条第２項の規定は、前項の規則について準用する。</u> （規程の公表） 第４条 <u>第２条第２項及び前条第１項の規定は、管理者の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u> （削除） （その他の規則及び規程の公表） 第５条 <u>第２条第２項及び第３条第１項の規定は、組合の機関（管理者を除く。この項において同じ。）の定める規則及び規</u>

の「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。 2 <u>第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u> (新設) (施行期日の特例) <u>第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u>	程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中の「<u>管理者名</u>」とあるのは「<u>当該機関名又は当該機関を代表する者の名</u>」と読み替えるものとする。 (削除) <u>(告示等の公示)</u> 第6条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、組合の機関の発する告示及び公告に準用する。 (施行期日の特例) <u>第7条 組合の機関の定める規則又は規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u>
--	--

附 則
この条例は、令和8年9月1日から施行する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年8月31日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管 理 者

向阿慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合条例第8号

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例（昭和４７年条例第４号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（請求又は要求による監査） 第３条 法第７５条第１項、法第９８条第２項、法第２４２条第１項若しくは<u>法第２４３条の２の８第３項</u>の規定による監査の請求又は法第１９９条第６項若しくは第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による管理者の要求があったときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から１０日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。	（請求又は要求による監査） 第３条 法第７５条第１項、法第９８条第２項、法第２４２条第１項若しくは<u>法第２４３条の２の９第３項</u>の規定による監査の請求又は法第１９９条第６項若しくは第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による管理者の要求があったときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から１０日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月31日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合条例第9号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例（平成２１年条例第４号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（特殊勤務手当） 第１１条 特殊勤務をする職員で管理者が指名した者については、特殊勤務手当を支給し、その種類及び手当の額は、次のとおりとする。 （１）～（６） （略） （７） 緊急消防援助隊派遣手当 作業に従事した日１日につき <u>２，１６０円</u>を超えない範囲内 ２ （略）	（特殊勤務手当） 第１１条 特殊勤務をする職員で管理者が指名した者については、特殊勤務手当を支給し、その種類及び手当の額は、次のとおりとする。 （１）～（６） （略） （７） 緊急消防援助隊派遣手当 作業に従事した日１日につき <u>２，８８０円</u>を超えない範囲内 ２ （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月31日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合条例第10号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例（平成２１年条例第５号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（退職手当の支払） 第２条の３ この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者<u>の同意を得た場合には、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。</u> ２ （略）	（退職手当の支払） 第２条の３ この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者<u>から申出があった場合には、その全部又は一部をその者の預金又は貯金へ振込みの方法により支払うことができる。</u> ２ （略）

附 則

この条例は、令和８年９月１日から施行する。